

第4次新庄市環境基本計画（概要版）

○計画の趣旨

本市では、本市が持つ豊かな環境を損なうことなく、未来にわたり持続的に発展していくため、1999（平成11）年6月に『環境保全都市宣言』を行っている。

1996（平成8）年3月には、『新庄市環境基本計画』を策定し、同計画に基づく基本方針の実現を目指し、自然環境の保全、公害対策やごみの減量化など、市の環境保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきた。

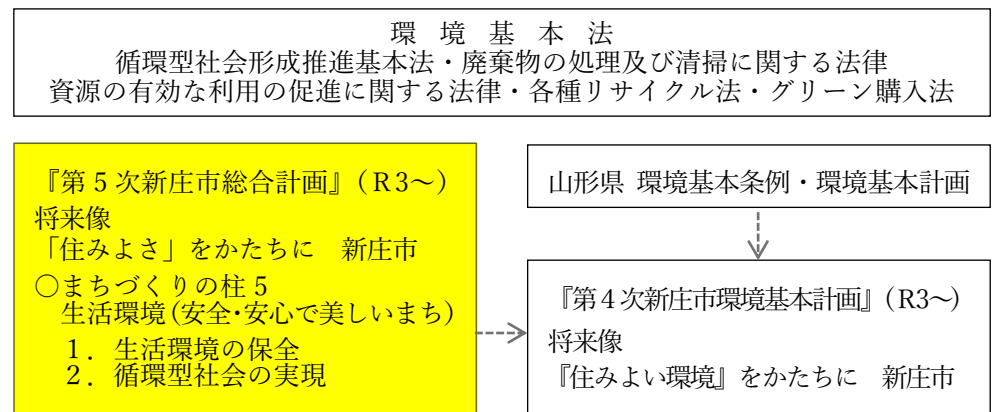
『第3次新庄市環境基本計画』の計画期間が2020（令和2）年度で満了することに加え、2030アジェンダ（SDGs）や脱炭素化社会の実現に向けたCOP21におけるパリ協定の採択、生物多様性の保全や気候変動への対応など、新たな環境課題に対応するため、『第4次新庄市環境基本計画』を策定したものである。

本計画は、市の最上位計画である「第5次新庄市総合計画」に掲げる将来像「住みよさをかたちに 新庄市」を環境面から実現し、環境行政の最も基礎となる計画とする。

○計画期間

『第5次新庄市総合計画』と整合性を図るため、2021（令和3）年度を初年度とし、2030年度までの10年間とする。また、5年後を目処として計画全体の見直しを図る。

○計画の位置づけ



○計画策定の背景

- ・国の環境基本計画の見直し（環境・経済・社会が相互に密接し複雑化する課題に対応）
- ・持続可能な開発目標SDGs（地方創生と中長期的な持続可能なまちづくりを推進）
- ・脱炭素化社会構築の推進を取り巻く状況（ゼロカーボンへの取り組み）
- ・気候変動への対応（気候変動の影響による被害を防止・軽減）
- ・プラスチック資源の循環戦略の総合的な推進（使用された資源を回収し循環利用）
- ・食品ロス削減に向けた取り組み（環境への負荷増大及び資源の枯渇化への対応）

○第3次環境基本計画策定後の新庄市の新たな取り組み

- ・第5次新庄市総合計画の策定（将来像：「住みよさ」をかたちに 新庄市）
- ・地球温暖化防止対策の取り組み（新庄市地球温暖化対策協議会の設立）
- ・定住自立圏構想の推進（食品トレーリサイクル「新庄もがみ方式」）
- ・小型家電リサイクルの取り組み（環境と福祉にやさしい小型家電リサイクルシステム）等

○現状と課題（主な）

- ・公害苦情
→ 環境への認識がある程度浸透しているものの関係者間での複雑な問題が発生
- ・大気汚染
→ 環境基準の達成と継続した監視活動に取り組むことが必要
- ・水質汚濁
→ 環境基準の達成と生活排水処理環境の向上に努めていくことが必要
- ・一般廃棄物
→ 概ね減量傾向にあるが、資源化の推進と並行した更なる減量化が必要
- ・化学物質の環境リスク等
→ 環境保全協定に基づいた適切な監視・指導等が必要
- ・温室効果ガスの抑制
→ 本市事務事業に係る分は減少傾向。今後は地域への普及が必要
- ・省エネルギー化
→ 関係機関と連携した省エネ診断等の取り組みが改めて必要
- ・再生可能エネルギーの導入
→ 本市の方向性について引き続き検証が必要

- ・自然環境
 - 実態の把握と保護のための仕組みづくりの検討が必要
- ・環境学習
 - 推進するための人材の確保や活用、様々な特色のある学びの場の充実が必要
- ・市民活動
 - 地域が主体になった日々の生活環境の改善への対応が必要
- ・産業分野における環境保全活動
 - 環境保全を意識した市場の拡大や産業活動に必要な技術力・経営力の向上が必要

○目指すべき将来像

『住みよい環境』をかたちに 新庄市

『第5次新庄市総合計画』では、新庄市ならではの「住みよさ」をかたちにし、市民一人ひとりが心の豊かさを実感できるまちを目指すとしている。これを踏まえ、本計画における将来像を“『住みよい環境』をかたちに 新庄市”とし、豊かな自然の恵みに育まれてきた地域のさまざまな資源・宝を最大限に活かし、資源の地域内循環を進めながら、人と自然が共生する持続可能な環境にやさしい地域社会を目指すものとする。

○基本目標

【第5次新庄市総合計画における目指すべき状態／10年後】

①「生活環境の保全」

自然環境の保全に対する市民の意識醸成により、良質な生活環境が維持されている。

②「循環型社会の実現」

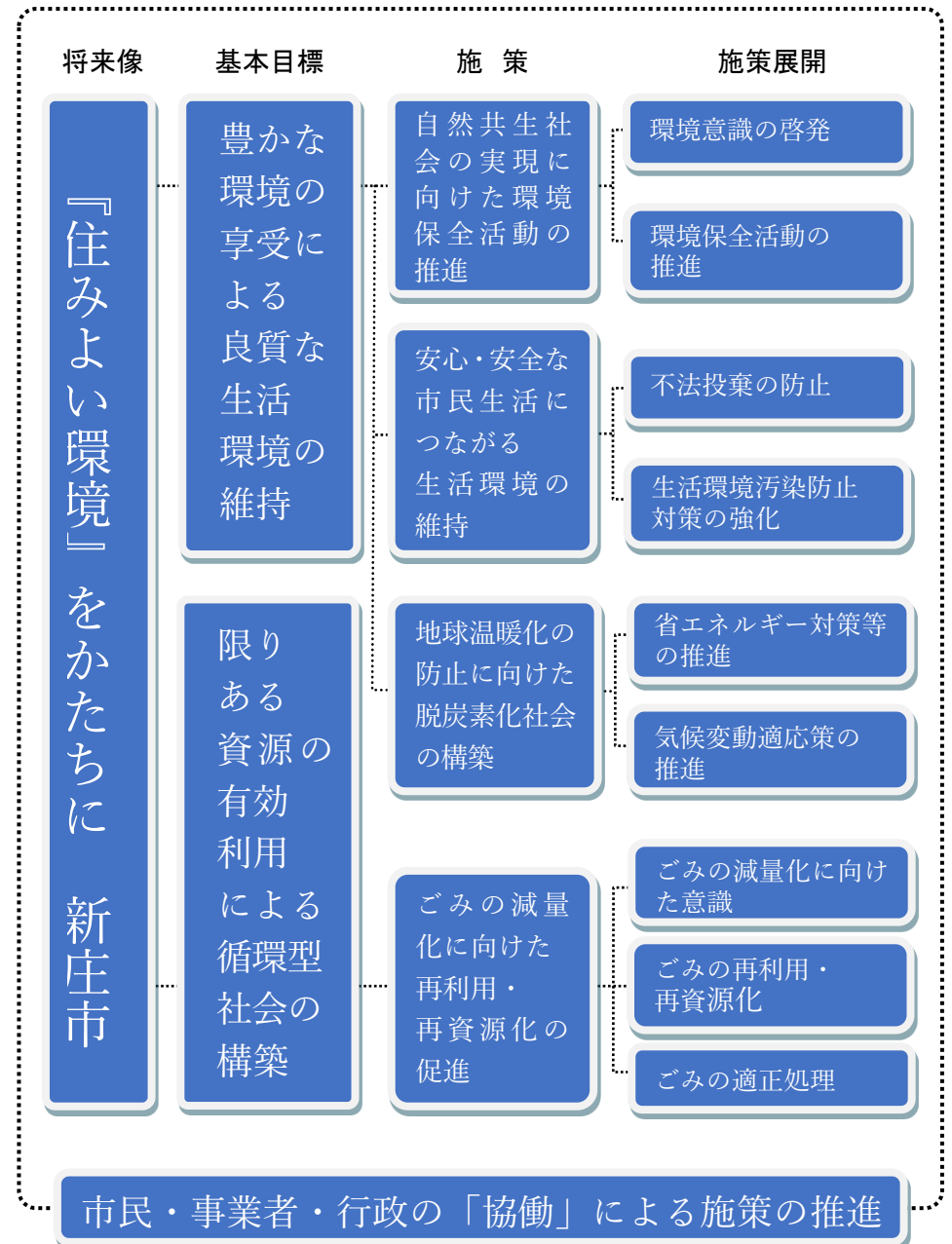
廃棄物の再利用や再資源化が促進され、廃棄物の減量が図られている。

↓ 総合計画との整合性を確保し、市民が「住みよさ」を実感できる社会の構築を目指す

【2つの基本目標】

- ①「豊かな環境の享受による良質な生活環境の維持」
- ②「限りある資源の有効利用による循環型社会の構築」

○施策体系



○目標 1：豊かな環境の享受による良質な生活環境の維持

施策 1 自然共生社会の実現に向けた環境保全活動の推進

環境保全活動や環境問題に自発的・実践的に取り組む人材・団体の育成と市民の環境保全意識の醸成を図る。また、だれもが自然に親しみながら実践できる環境プログラムを充実するとともに、環境学習に関する支援の強化に取り組む。

豊かな自然環境の保全に留意し、その保全活動に総体的に取り組む、自然共生社会の実現に結び付けていく。

【施策展開 1：環境意識の啓発】

環境との関わりについて正しい知識と理解を深め、日常生活や事業活動において、自らが率先して環境に配慮した行動を心掛けるほか、自主的・主体的な環境の改善・創造につなげていく。

《施策メニュー例》

- 地域の環境資産を学習素材として積極的に活用し、地域・学校・民間団体等と連携・協力し、地域における環境学習の活性化を図る。
- 地域で環境保全に取り組む市民・団体を人材として情報を共有し、地域における環境保全・改善活動に活用を図る。
- 優良な取り組み事例を積極的に顕彰することにより、環境保全・改善活動に係る本市全体の意識の高揚につなげる。

【施策展開 2：環境保全活動の推進】

全ての市民が本市の優れた自然環境の恵みを受け続けられるよう、地域の特性に応じて多様な生態系が健全に維持されるよう、自然環境の適切な保全及び整備を図っていく。

《施策メニュー例》

- 地域づくりと一体となった景観等、優れた環境資源の調査に取り組む。
- やまがた緑環境税等を活用し、荒廃が進む森林の整備に取り組む。
- 地域住民や市民団体との連携・協力により、動植物の生息状況の調査と生育地の保全対策に継続的に取り組み、自然に対する意識の高揚を図る。

関連する SDG s 目標（ゴール）



施策 2 安心・安全な市民生活につながる生活環境の維持

ポイ捨てや不法投棄の多い地域を対象とし重点的な取り組みを実施するとともに、引き続きマナー向上・法令順守に向けた取り組みを継続していく。

公害発生の防止活動や環境美化活動を推進し、清潔で安心・安全な生活環境の維持に努める。

【施策展開 1：不法投棄の防止】

監視指導の強化により廃棄物の適正処理を推進するとともに、公衆衛生に関するマナー・モラルの向上に向けた啓発活動を推進する。

《施策メニュー例》

- 衛生組合連合会と連携・協力し、不法投棄の監視体制を強化する。
- 県と連携し、定期的なパトロールの実施や原状回復の作業を行う。
- 町内会・学校・事業所において、身近な地域のごみ拾い等の環境美化活動を実施する。
- 環境美化活動を実践する地域や市民団体について、その取組みを広く紹介し、市全体で環境保全の意識の向上につなげる。

【施策展開 2：生活環境汚染防止対策の強化】

家庭や事業所における適切な排水処理に努め、河川や地下水の水質悪化を防ぐ。また、大気汚染・悪臭・水質汚濁・土壌汚染などの公害について、関係機関との連携のもと、公害発生を防止する監視・指導体制を強化する。

《施策メニュー例》

- 環境への負荷が小さい製品の購入や使用について啓発していく。
- 事業者と公害防止協定、環境保全協定を結び、公害や環境汚染の未然防止に努める。
- 市民に対する迅速な情報提供等により、健康被害の未然防止に努める。
- 産業活動を発生源とする公害については、国・県など関係機関と連携を図り、環境基準を遵守するよう規制指導を強化する。

関連する SDG s 目標（ゴール）



施策3 地球温暖化の防止に向けた脱炭素化社会の構築

国では、2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシフト」の推進を呼びかけており、今後は、省エネルギー型のライフスタイル等への転換を図り、地球環境に配慮した行動が脱炭素化社会の実現に必要な不可欠である。また、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」に加え、今後は、地球温暖化の影響に備える「適応策」への対応も必要となる。

【施策展開1：省エネルギー対策等の推進】

東日本大震災以降の省エネルギー化を優先させる生活様式について引き続き浸透を図るとともに、脱炭素化社会の構築に向け、家庭や事業所におけるエネルギー利用効率の高い機器の利用促進について啓発等を行うほか、地域での温室効果ガス削減に向けた取り組みを具体的に組み合わせる。また、これまでの再生可能エネルギー設備の導入効果等を検証し、地域性に応じたエネルギー政策について検討を行う。

《施策メニュー例》

- 家庭でできる省エネルギー対策のメニュー等を市報等で広く紹介する。
- 市公共施設・事業所における省エネ診断を定期的実施し、エネルギーの合理的な使用を目指す。
- 防犯灯のLED化等、地域における省エネルギー化に取り組む。

【施策展開2：気候変動対策の推進】

地球温暖化に伴う気候変動による水害や土砂災害の発生、熱中症や動物が媒介する感染症の拡大といった健康被害、農作物への影響等も想定されることから、防災、健康・福祉、農業等の他分野とも連携し、地球温暖化の影響に備える「適応策」について取り組む。

《施策メニュー例》

- 気候変動による地域への影響や対策について情報提供を行うなど、気候変動適応の考え方について周知を図る。
- 予測困難な集中豪雨による被害の軽減に向けて、ハザードマップの周知等により防災意識の向上を図る。
- 熱中症発生の抑制や注意喚起について、市ホームページ等を活用した迅速な情報提供を行うほか、関係機関等を通じての見守り、声がけに取り組む。

関連するSDGs目標（ゴール）



○目標2：限りある資源の有効利用による循環型社会の構築

施策1 ごみの減量化に向けた再利用・再資源化の促進

ごみの減量化と再利用・再資源化について、「3R」（リデュース・リユース・リサイクル）に積極的に取り組み、環境負荷の極めて少ない循環型社会の形成を目指す。また、近年の豪雨災害等により発生する災害廃棄物や新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴い、廃棄物の適正な処理について継続して取り組む。

【施策展開1：ごみの減量化に向けた意識啓発】

廃棄物処理の正しい知識の普及とごみの減量化のための啓発をはじめとして、環境負荷の少ない循環型社会の構築に努める。また、排出される廃棄物においては、ごみ処理基本計画の見直しの中で分別収集の徹底と適正処理を図る。

《施策メニュー例》

- 食品ロスを減らすため、関係団体との連携による普及・啓発に努める。
- 企業へのアンケートを通し、ごみ処理・再資源化の現状を把握し、環境管理の一環として、3Rによるごみの発生抑制について普及・啓発に努める。

【施策展開2：ごみの再利用・再資源化】

循環型社会の構築に向けて、排出されたごみについては、可能な限り資源として活用する。また、生ごみの堆肥化による再資源化と活用による地域内循環を推進する。

《施策メニュー例》

- 地域における環境教育の場として、リサイクルにこころ運動を通し、集団回収事業の普及と環境整備に努める。
- 堆肥化された生ごみについて、町内会の植栽活動や有機栽培農家等において活用する等、循環型社会構築の取り組みとして維持・継続する。

【施策展開3：ごみの適正処理】

広報・啓発活動による分別を徹底し、回収から処分・再資源化までを適正に行う。最上広域市町村圏事務組合と連携し、ごみ処理施設の適正な管理運営に努める。

《施策メニュー例》

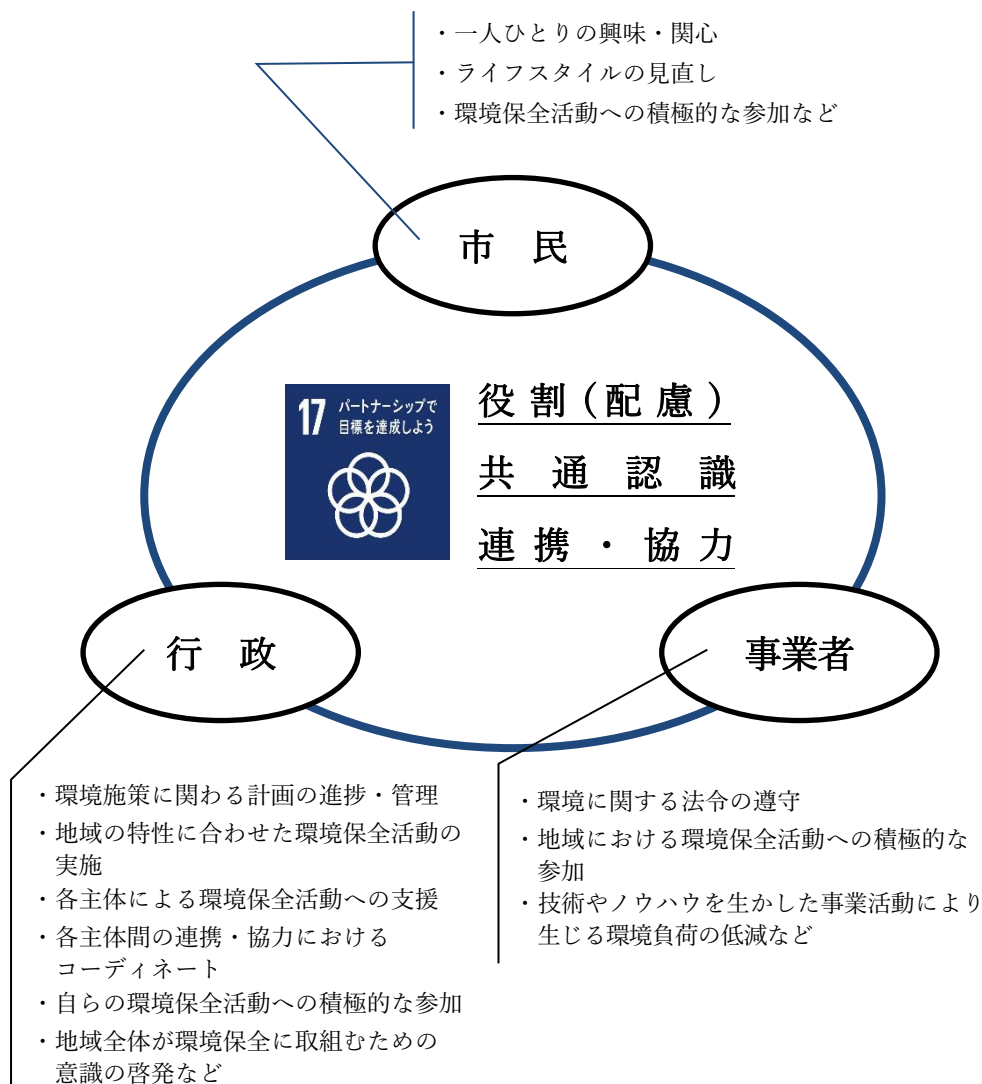
- スーパー店頭における呼びかけや指導など、分別におけるマナーの徹底を図る。
- ごみ削減に向けた取り組みを総体的に推進し、ごみ処理施設の延命化に努める。
- 災害廃棄物処理基本計画を整備し、災害廃棄物の適正な処理に努める。

関連するSDGs目標（ゴール）



○市民・事業者・行政の「協働」による施策の推進

本計画の各種施策を推進し、本市が目指す“「住みよさ」をかたちに 新庄市”という将来像を実現するためには、行政だけの力で実現し得ない。市民・事業者と行政が共通認識のもと、それぞれの役割（配慮）に応じて積極的に取り組み、必要に応じ連携・協力し、一体となり「協働」していくことが重要である。



○計画前半期間で特に力を入れて取り組む施策

重点施策は次の3つの基準で選択する。

- ・『第3次環境基本計画』の重点施策の中から継続すべきとした項目。
- ・『第5次新庄市総合計画』環境分野施策の成果指標の目標値と整合性を図る。
- ・『第4次環境基本計画』の推進で特に必要な項目を新たに設定する。

目標年次：計画前半期間 2021(令和3)年度から 2025(令和7)年度までの5年間

項目 (施策方針)	内容 (重点的な取り組み)	現状 (R1年度末)	数値目標 (R7年度末)	最終目標 (R12年度末)
自然共生社会の実現に向けた環境保全活動の推進	①環境教育プログラムの充実 環境保全をテーマにしたセミナーや出前講座の開催回数(回/年)	3回	10回	15回
	②環境保全団体の育成 学校や地域で環境教育を実践できる団体数(団体/述べ)	7団体	11団体	15団体
安心・安全な市民生活につながる生活環境の維持	③公害等の発生防止と汚染の拡大防止 家庭や事業者が原因となる主な公害の発生件数(回/年)	24件	20件	17件
地球温暖化の防止に向けた脱炭素化社会の構築	④地球温暖化防止対策に向けた啓発活動の推進 地球温暖化防止に向けた啓発活動等の開催回数(回/年)	2回	6回	8回
	⑤事業所における省エネ診断の実施 市内事業所を対象とした省エネ診断の実施件数(件/年)	—	5件	10件
	⑥LED防犯灯の普及促進 町内会所有の蛍光灯や水銀灯による防犯灯のLED化普及率(%)	77.8%	94.9%	100%

重点施策については、毎年度、進捗状況の管理を行い、前半期間の取り組みを評価し、計画を見直しするとともに、後半期間の重点施策を設定する。

目標年次：計画前半期間 2021(令和3)年度から 2025(令和7)年度までの5年間

項目 (施策方針)	内容 (重点的な取り組み)	現状 (R1年度末)	数値目標 (R7年度末)	最終目標 (R12年度末)
ごみの減量化に向けた 再利用・再資源化の促進	⑦事業所における リサイクル活動の推進 目標値を設定しリサイクルに取り組んでいる事業所数(対象：中核工業団地65企業)(事業所/延べ)	—	20事業所	40事業所
	⑧資源ごみの 排出マナー向上の推進 排出マナー向上のための啓発活動(広報・街頭指導等)(回/年)	4回	7回	10回
	⑨ごみ減量化の推進 1人当たり1日当たりのごみ排出量(家庭系・集団資源回収含む)の発生量(g/日)	590g	574g	560g
	⑩生ごみ堆肥を活用した地域資源循環の取り組みの推進 上：回収量(t/年) 下：製造量(m ³ /年) ※製造量については、作業スパンの関係より前年度下半期回収量分も含む	117.1 t ※139.1 m ³	125.0 t 135.0 m ³	125.0 t 135.0 m ³
	⑪食品トレーリサイクルによる地域資源循環の取り組みの推進 上：市内回収量(t/年) 下：管内回収量(t/年)	50.4 t 59.4 t	53.0 t 61.7 t	55.7 t 63.6 t

○計画の推進方策

各施策を事務事業に具体化し、事務事業評価を毎年度実施しながら進捗管理を行うほか、重点施策については毎年度数値目標を設定し、具体的な目標達成計画を立て、進捗状況を管理・評価しながら着実に推進していく。また、毎年度開催される『新庄市環境審議会』にて、年度ごとの取り組み状況・実績について報告を行い、意見・提案をもとに翌年度の事業改善と今後の計画の見直しにつなげていくこととする。

本計画の進捗状況については、毎年度、『新庄市の環境』(概況)や市報、市ホームページなどで広く市民・事業者公表を行う。

